

知的障害のある児童生徒の教育課程と指導法について

— 新学習指導要領の改訂に視点を当てて —

Curriculum and Method of Teaching Intellectually Disabled Children

— Focusing on revision of new educational guidelines —

岡野 由美子
Yumiko Okano

要旨 (Abstract)

本稿では、各時代の社会的政治的及び経緯材的なニーズに合わせて変遷してきた、特別支援教育の学習指導要領の在り方や内容について、今日的な視点でとらえなおして論じることとする。まず、教育課程の編成は法的に学習指導要領に規定されるので、特別支援教育を巡る学習指導要領の動向を、確認することとする。さらに教育課程編成の主体が誰であるかを確認するとともに、その編成の基本的な理念、編成の手順について具体的に論じたい。本稿は特別支援の知的障害についての教育課程について具体的に論じることになるので、その障害種別に合わせた教育課程の編成の留意点を述べる。さらに教育課程を、実際の目の前の児童生徒に合わせて指導する際の、具体的な指導方法における配慮事項にも言及する。その中でも、自立活動の支援と評価について、具体的な事例を挙げて、筆者が多くの学校を参観し、教育課程と指導法を表裏一体として指導をしてきた、新たな視点を加味しつつ論じることとする。

キーワード 新学習指導要領、知的障害、教育課程と指導方法

I. はじめに

各学校における教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である」(磯田 2006)といわれている。各学校が校長の責任に基づいて編成する教育計画ではあるが、児童・生徒に直接に教育を行う各学校が自由勝手に教育課程を編成し管理運営をしてもよいわけではない。教育課程に関する事項は、文部科学大臣が国の法令のもと学校教育法に従い、学校の教育目的や教育目標を定めることとなっている。さらに学校教育法施行規則において、教育課程の構成、授業時数等の規定に続いて「教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指要領によるものとする」と定められている。

基準となる学習指導要領は、その時代の背景や社会情勢によって大きく影響を受けながら、教育的課題の変化に対応し、今日まで改訂を重ねてきている。特に日本は、政治的な影響が、教育に大きな作用を及ぼすシステムを、明治時代の中央集権的な教育制度が構築されて以降、強固に築かれてきた経緯が存在す

るため、教育が政治的な動向に影響されることが多かった。その意味でも、今後の特別支援教育の教育課程の在り方及びそれに基づいた具体的な指導方法を検討する上で、新たな視点での学習指導要領の検証は重要かつ今日的な課題であるといえる。

Ⅱ. 新学習指導要領改訂を巡る社会的背景

今回の学習指導要領の改訂の背景には、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などによる社会の急激な変化や、少子高齢化などの問題があげられる。また、共生社会の実現に向けた様々な法の改正、施行などが挙げられている。それに伴い、特別支援教育に関する社会の動向や、国や都道府県の施策は、ここ10年で大きく変化してきているといえる。従来からの特殊教育が特別支援教育と呼ばれるようになり、特別支援学校だけではなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校等までもが、特別支援教育の対象となってきた。さらにそれらの学校種に在籍する子どもの数は、年々増加傾向が続いている。

また、平成19年より、全国の大学の教員養成課程においても、幼稚園・小学校・中学校等の課程において、特別支援教育についての履修が義務付けられたことは、日本の教員養成の歴史において、特筆するべきことであると筆者は考える。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会では平成28年12月21日の第109回総会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を取りまとめた。その中では、次のように述べられている。特別支援教育の役割は、①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、②子どもの障害の重度・重複化、多様化③社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身につけて行くことができるようにすることである。さらにこのような観点から、教育課程の基準の改善を図ることが示されている。

Ⅲ. 新学習指導要領改訂のポイント

学校現場では、新たな特別支援学校小学部・中学部学習指導要領は、幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準に準じた改善が論議され取り組まれている。そのために必要なことは、第一に、子ども達が自らの未来社会を切り開くための資質・能力を育成するため、社会に開かれた教育課程を重視し編成することである。

そして、その教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力とは、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」「理解していること・できることをどう使うか（道の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」「どのように社会・世界とかわり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に今回は整理されている。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進については、今回の学習指導要領の改訂の大きなポイントであるといえる。しかし、この教科等を横断的・総合的に学習することで児童・生徒の資質・能力を育成することや、単元を見通した教育内容、時間の配分を考えることなどは、特別支援教育においては従来から大切にしてきた視点であるため

に、新たな学習指導要領が示されたからといって、新たな取り組みを導入しなければいけないという感覚で捉える必要はないと筆者は考える。

また、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程の連続性をさらに重視するようになった。そして知的障害者である子どものための各教科等の目標や内容について、その育成を目指す資質・能力を、三つの柱に基づき整理していくことになった。その際には、各学部や各段階、幼稚園や小学校・中学校の各教科等との繋がりに留意しなければいけないことは当然である。

IV. 知的障害の教育課程とは

(1) 知的障害の児童・生徒の特性

知的障害の児童・生徒は、通常の学校における学習によって獲得した知識や技能の定着が断片的になりやすい傾向を備えている。そのため学んだことを、実際の生活の場面の中でいざ応用して活用しようとする、どうしていいかわからない状況になることが多々ある。それを克服するために、指導面では実際の生活場面に合わせながら、何度も繰り返して根気よく学習することが必要になる。知識や技能等を身に付けられるように、継続的で細やかな段階的な指導がとて重要となる。そうすることにより、児童・生徒が一度身に付けた知識や技能等は、確実に実行されることが多くなることは、従来の取り組み実践からも明らかである。

また、彼らは日常の学校生活においては、自ら物事に取り組もうとする機会も少なく、その成功経験が少ないことにより、主体的に学習や活動に取り組む意欲や態度が十分に育っていないことが多い。そのため教師は、学習の過程においては、児童・生徒が頑張っている部分やできたところを細かく具体的な言葉や態度で成長を認めたり、称賛したりすることが不可欠になる。つまり、児童・生徒の自信や主体的に取り組む意欲や態度を育むことが何よりも重要となる。

さらに、児童生徒を褒めて評価する場合においても、抽象的な内容の「誉め言葉」だけよりも、実際的な生活場面の中で、彼らの思考や判断・表現にぴったりと合致するように、身体表現をフルに活用し褒める指導が効果的である。

これらの教育的対応に加えて教材・教具、補助用具やジグ等を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童・生徒への関わり方への一貫性や継続性の確保なども重要になる。さらに学級に在籍する児童・生徒に対する周囲の児童・生徒の理解などの障害への理解などの環境的条件も整える必要がある。その結果、知的障害のある児童・生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促進することも可能になる。

そのような体験を通して、例えば、卒業後の就労等先では、物事にひたむきに取り組む態度や誠実さといった学びに向かう力や人間性が十分に発揮されて、社会的な評価も高まる可能性が高い。また、近年では、タブレット端末等の情報機器等を個々の障害の特性に合わせて有効に活用することにより、児童・生徒のもつ能力や可能性が更に引き出すことができる事例が多くなっている。このように様々な学習活動が発展し、豊かな進路選択の可能性が広がることにより、自立と社会参加がおのずと促進されていくことがある。

児童・生徒の多様な学びの可能性を引き出すためには、学校内だけの工夫だけではなく、児童・生徒

に関わる家族や支援者、家庭等での様子など児童生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた取り組みが必要である。

特に、知的障害の程度が極めて重度である場合は、その能力を十分に把握できない場合があるために、より詳細な実態把握と細やかな指導の手立てが必要である。また、知的障害は視覚障害・聴覚障害・肢体不自由や病弱など、他の障害を併せてもつ者も多いので、より一層の配慮が求められる。

(2) 知的障害への基本的な教育的指導

学習指導要領の特別支援教育解説編には、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえたうえで、学習環境面を含めた一人一人の確実な実態把握を行うことの大切さを論じている。そして、次のような教育的指導を基本とすることが重要であるとして、以下の10点を挙げている。(一部筆者が追記及び解説)

- 児童・生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮し、教育的ニーズを的確に捉え、学校の教育課程全体として育成したい資質・能力を明確にするとともに、その指導目標を設定すること。さらに、指導内容のより一層の具体化を図ること。
- 児童・生徒一人ひとりが、望ましい社会参加を目指すため、日常生活や社会生活の中で、学びが生きて働く知識になるように、技能や習慣が学びに向かう力として身に付くよう指導すること。
- 職業教育を重視して、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び望ましい人間性等が育つよう指導すること。その際に、多様な進路や将来の生活について、関わりのある指導内容を導入すること。
- 児童・生徒の日常の生活課題に沿った多様な経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導すること。よりよい生活をするように工夫していこうとする意欲や態度が育つように指導すること。
- 児童・生徒の自主的で自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにし、自分の身近な課題を解決しようとする思考力や判断力や表現力等を育むよう指導すること。
- 児童・生徒が、自ら今後の見通しをもって主体的に行動できるように、日課や学習環境などを分かりやすく工夫して伝え、規則的で落ち着いた学校生活が送れるようにすること。
- 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据えて、具体的で実際の場面を通して指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするように指導すること。
- 児童・生徒の興味や関心、得意な面に指導者が着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、教育目的が達成しやすいように、手立てを細かくして段階的な指導を行うこと。その結果として、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導すること。
- 一人一人が集団において、それぞれの役割が得られるよう工夫し、その活動が十分に実現できるように援助すること。活動後には、児童・生徒が充実感や達成感・自己肯定感が得られるように指導すること。
- 一人一人の発達の特徴に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの個々の課題に応じて対応するとともに、児童・生徒の生活年齢に即した指導を徹底すること。

(3) 新たな視点を加味した教育課程の編成の方向

学習指導要領では、次のように教育課程の編成が述べられている。

小学部では、各教科とその内容における指導として、生活、国語、算数、音楽、図画工作および体育の

各教科、特別の教科である道徳、特別活動ならびに自立活動によって編成し、必要がある場合には外国語活動を加えて教育課程を編成することができると規定されている。中学部では、国語、社会、数学、理科、美術、音楽、保健体育および職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、特別活動ならびに自立活動によって編成し、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができると規定されている。

そして、これらの教科について、各教科等を合わせて指導を行うことができるが、具体的には、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などとして、教育課程を編成していくことになる。その内容は、個々の児童生徒の実態に応じ、具体的な指導内容としていくことになる。

「日常生活の指導」は、日常生活の流れに沿った必然性のある状況下で行なわれることが効果的であり、毎日のルーティンとなるように指導するのが望まれる。実際の日常生活においては、児童・生徒がその習慣を身につけ、自ら行うことができるように環境整備も含めて指導することが大切である。それには、児童生徒の実態に応じた段階的な指導を行うことが大切であり、学校内だけの指導でなく家庭との連携も必要である。一人一人の課題に応じた内容について指導を行い、適切に評価をしながらPDCAサイクルを活用することが不可欠である。

「遊びの指導」は、その遊びを通して、身体の運動や児童同士の関わりなど、様々な指導内容が構想できる。そのためには、児童の積極的に遊ぼう・遊びたいという意欲を喚起するような場を設定することが大切である。また、単なる遊びに終始するのではなく、その遊びを通して児童につけたい力は何かを考え、内容や場の設定をするのである。そして、遊びを通して、教師と児童の関係だけではなく、児童同士の関わり合いを促し、コミュニケーションを促進し、望ましい人間関係形成の楽しさを味わわせることもできる。これには、児童の健康面、衛生面には配慮をした上で指導を行うことが大切である。

「生活単元学習」は、実際の生活から発展させた内容を取り上げ、児童・生徒一人一人が主体的に取り組める内容とすることが大切である。各教科等で身につけた内容が、この学習によって定着し、実際の生活に生かされていくと考えられる。また、これは個々の活動に終始するのではなく、小集団や学級集団での活動を通して、協働することや、相手意識を育みながら目標に迫ることができる指導形態であるので重要である。指導目標を達成するために、どのような活動が考えられるか、その場面で児童・生徒がどのように考え、行動できるか、ということを考えて場の設定をし、意図した内容が実施できるよう工夫をすることが大切である。

「作業学習」については、主に中学部の生徒に行う指導形態であるが、生徒の実態と教育的ニーズに応じ、段階的な指導ができる内容とすることが大切である。活動に取り組むことで、生徒が達成感、成就感を味わえるような内容を考慮する必要がある。また、地域性、永続性などを加味して考えることも大切である。

これらの指導を通して、知的障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を育むことを目指し、取り組んでいくことが求められている。

(4) 教育課程の編成がなぜ必要か

知的障害のある児童生徒の教育課程と一言でいっても、その実態は一人一人異なっている。障害の程度、家庭の状況、該当者の得意不得意、本人の願いや思いなどは、児童・生徒によって異なる。従って、自立と社会参加に向けて、優先すべき課題が何か、将来を見据えて、必要な力は何か、調和のとれた発

達のために必要な指導内容は何か、ということが本当に一人一人異なっている。そして、教育課程編成には、その特別支援学校の学校独自の特色や、地域性なども考慮することが重要である。

(5) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

各学校、各教室において、教育活動の中で児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、それを通じて創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが大切となる。

それは、毎日の授業の中でその視点を大切にしながら自らの授業実践を適切に評価し、改善したり充実を図ったりしながら、日々の教育活動を活発にしていくもにかかっている。評価とは、単なる児童・生徒の学習到達度を見るためだけではなく、児童生徒自身が、自己の評価をすることによって、次時への意欲をもち、主体的に授業に参加する態度を養うことが重要である。そして、もう一つ評価の重要な役割は、教師が自分自身の指導・支援が適切であったかどうかという教育実践を振り返る視点で行うことである。言葉かけや、具体物、授業展開、主指導と副指導の連携と役割分担などが、今回の授業のねらいを達成するために適切であったか、児童・生徒の実態に対し、目標は高すぎなかったか、逆に低すぎなかったかなどを評価することが、次に繋がるのである。学級の担任団相互に評価をしたり、自己評価をしたりして、教員としての力量や指導力などを磨き、学び続ける教員である姿勢が、特別支援教育の発展に繋がっていくと筆者は期待する。

V 特別支援学級の教育課程について

学習指導要領の改定により、特別支援学級の教育課程がどうなるのかについて述べることにする。学習指導要領総則第4の2(1)イにおいて、特別支援学級において実施する特別の教育課程について、明確に記述された。それは、次の通りとなっている。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「自立活動」を取り入れる、ということは、「自立活動」がどのような指導領域なのかを理解しなければならない。そして、対象の児童・生徒の、障害による学習上または生活上の困難が、どのような状況かを理解しなければならない。そして、今日や明日の目先の指導だけに目を向けていると「自立」とはどういうことかが、見えてこない。長期的に数年後を見据えて、どんな力が必要かどのような進路選択ができるかということを、考える必要がある。

各教科については、特別支援学級に在籍している児童・生徒の実態を考慮し、同学年の目標、内容で良いのか、下学年の目標や内容が適切なのか、また、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科が適切なのか、実態を把握した上で考慮し、個別の教育課程を考える必要がある。ただしその場合、特別支援学級も小学校・中学校の学級の一つであり、小学校・中学校の目標を達成するために、学習指導要領に示された各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は取り扱うこ

とが前提となっていることを踏まえ、なぜ、その選択をしたのか、説明責任を果たすべきである。また、指導の継続性を担保するという観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要であると示されている。

特別の教育課程をどのような理由で選択し、編成したのかということを確認し、それらを個別の指導計画に記入するなどしながら、評価、改善に結びつけることで、教育活動の質の向上に繋がり、カリキュラム・マネジメントを進めることにもつながると考える。

まず、特別支援学級の担任になると、実態把握を行うことに時間もかかり、その実態把握が客観性を持ったものなのか、担任教師としてのこれまでの経験上、また実際に児童・生徒と接する中で感じたことによるものなのかによっても、その実態把握が正しいものかどうかという問題が生じる。特別支援学級の担任は、必ずしもその専門家であるとは限らず、通常学級の担任経験は長くても、特別支援学級の担任は未経験である教員が、ある程度の年齢になって初めて担当するケースも少なくない。現に、特別支援学級の学級数は年々増加の傾向にあり、担任の決定は校内の人事で決まる。特別支援学級が新設されると、そのための専門的な知識を持った教員が配置されるというわけではなく、校内の教職員の中から担当を決める場合が多い。このような実情から、「実態把握」「教育課程の編成」「自立活動の指導」などについては未経験である場合もあり、当別支援学級担任になったからといっても、すぐさまその内容を全て理解して担任としてやっていくことはなかなか難しい。

この状況を改善するためには、新しく担任になった教員だけではなく、前年度までの特別支援学級の担任や、経験のある教員などが協力体制をとることが大切である。そのような体制を構築し、特別支援学級の教育課程やその指導について、ただ一人の担任だけに頼るのではなく、学校全体として推進していくことが大切であると考え。

VI 自立活動について

(1) 自立活動の目標

自立活動の目標は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、次のように書かれている。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動は、特別に設けられた指導領域であり、各教科等の指導においても、密接な関連を図って行われなければならない。そして、6区分27項目全てを指導するのではなく、実態把握に基づいて、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて設定することとなっている。障害のある児童・生徒の実態は様々で、一人一人異なっている。そのため、実態把握を丁寧に行い、具体的な指導内容を設定することが大切である。今、何が大切かという視点と、将来を見据えた視点の両面から考え、苦手な部分に対する指導や、強みを生かす指導という両面から考えることも大切である。

(2) 自立活動の内容

自立活動は、小学校・中学校の特別支援学級、また、通級による指導においても指導を行うことが明確に規定された。通級による指導については、平成30年から高等学校においても制度が始まっている。

このような背景により、項目の見直しなどが行われ、これまで6区分26項目だったものが、以下のよ
うに6区分27項目に変更となった。

1 健康の保持	① 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事 ② 病気の状態の理解と生活管理に関する事 ③ 身体各部の状態の理解と生活環境の調整に関する事 ④ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事 ⑤ 健康状態の維持・改善に関する事
2 心理的な安定	① 情緒の安定に関する事 ② 状況の理解と変化への対応に関する事 ③ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
3 人間関係の形成	① 他者とのかかわりの基礎に関する事 ② 他者の意図や感情の理解に関する事 ③ 自己の理解と行動の調整に関する事 ④ 集団への参加の基礎に関する事
4 環境の把握	① 保有する感覚の活用に関する事 ② 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 ③ 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 ④ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事 ⑤ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
5 身体の動き	① 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 ② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事 ③ 日常生活に必要な基本動作に関する事 ④ 身体の移動能力に関する事 ⑤ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
6 コミュニケーション	① コミュニケーションの基礎的能力に関する事 ② 言語の受容と表出に関する事 ③ 言語の形成と活用に関すること ④ コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 ⑤ 状況に応じたコミュニケーションに関する事

(3) 自立活動の指導の実際

ア 自立活動の指導事例

- 単元名 言葉遊びをしよう ～友だちと一緒に楽しもう～
- 目標 友だちと一緒に楽しく活動ができる。(3-1)
目玉の動きを意識して練習ができる。(5-5)

相手に伝わるように話すことができる。(6-2)

○ 展開

時間	学習活動	指導上の留意点	評価
5	1 初めの挨拶をする。 2 本時の流れを確認する。	・適切な声の大きさになるよう、声の物差しを指差して意識をさせる。 ・スケジュールをホワイトボードにはり、見通しを持たせる。	・今日することの確認ができたか。
30	3 目玉トレーニングを行う。 ・キョロキョロタイム ・じっくりタイム ・間違い探し 4 ひらがな遊びをする 絵を見て発表する。 ひらがなカードから選び、並べる。 A児は、得点ボードに先生が言った点数を貼る。 B児は、最後に合計を記入する。	・動画を見せることでイメージしやすくする。 ・文字を読むために必要な眼球の動きを練習し、次の活動に繋げる。 ・絵と言葉とひらがなのマッチングができるよう、声を揃えて発声したり、ひらがなを見て読んだりする。 ・児童それぞれに役割を与え、責任を持って行うことができるように言葉かけを行う。	・途中で諦めずに最後までできたか。 ・絵と言葉のマッチングができたか。 ・友達と声を揃えることができたか。
10	5 得点の集計をする。 6 今日の感想を発表する。 7 終わりの挨拶をする。	・点数を発表し、それぞれに頑張ったところを褒めることで自信を持たせる。 ・感想を発表することで、振り返りをし、次時への意欲を持たせる。 ・友だちの良かったことを話すことができるよう、黒板を見るように促す。 ・適切な声の大きさになるよう、声の物差しを意識させる。	・次への意欲が持てたか。 ・言葉を意識してゆっくりと話すことができたか。

イ 指導のポイント

自立活動の具体的な指導は、実態把握から抽出された課題から目標を設定し、その目標を達成するための指導である。学習指導要領では、一つの課題に対して一つの自立活動の項目を指導するのではなく、課題が自立活動のどの区分に関連しているか、課題相互の関連を整理し、具体的な指導内容を考えることとなっている。そのためは、自立活動の区分と項目について、どのような指導ができるか、どのような困難さが課題となるのかということが多面的、多角的な視点から考え、整理していくことが大切である。

今回のこの事例では、言葉の表出や周囲の友達との関わりに課題のある児童への指導を取り上げた。友達との関わりの苦手さや、必要以上に関わろうとする距離感の苦手さに注目をし、人との関わりの苦手さは、適切な言葉で表現することの難しさや語彙の少なさなどが起因していることが考えられた。ひらがなの定着も十分ではないため、文字を進んで読もうという積極的な姿勢もあまり見られなかった。また、自分の良いところがわかりにくく、自信がないことや、周囲の友達に対する興味・関心のなさから、友達の良いところなどもなかなかわかりにくいという困難もあった。このような実態から、学習の中で、言葉の習得とともに、適切な関わり方や言葉で伝えることなどを意識させたいというところから、この活動を考えた。この学習活動の中で、自立活動として指導できる内容は多く、1つの「ひらがな」を取り上げた授業で、様々な課題にアプローチができる。

このように、授業を組み立てる時に、この活動で、児童・生徒にどんな力がつくのか、どのような課題に対してこの活動を行うのか、という目的を指導者が明確に持つておくことが大切である。それによって、同じ学習活動でも児童・生徒がそこで学ぶ内容は全く異なるものとなってくる。

指導者が、どのようなねらいを持つかを明確にし、具体的な学習活動の中で、課題の関連を意識し、指導を行うことが大切である。

ウ 成果と課題

このような自立活動の指導は、単発の授業の中だけで行うのではなく、計画的・継続的に指導を行う必要がある。1回の指導で定着するということは、知的障害のある児童・生徒の障害の特性上、難しいと考えられる。自立活動は、その時間を設定して行うほか、教育活動全体の中で指導することこそ教育的効果が大きいと考えられる。

この自立活動の指導は、1学期の指導計画の修正をして取り組んでいる内容である。この内容で、全何時間か、そして一般化させるために教育活動全体でどのように指導を行うか、ということを考えて設定しており、その点ではきわめて効果的な指導となると考える。

文字や言葉に興味を持って接する機会が少なければ、日常生活の中で言葉を習得することは難しい。生活の中で情報として飛び込んでくる様々な会話や紙媒体の言葉を意味のある言葉として受け取ったり、自分が欲しい情報を自分から求めたりすることは、言葉を習得する上での源である。今回の本授業を通して、文字と接する機会ができ、またゲームとして周囲の児童と関わりを持ちながら楽しんで活動することができたと筆者は評価する。今後は、言葉と接する機会を持つこと、そこをどのくらいの頻度で保証できるかを考えて、指導計画を随時修正するなどしながら指導を継続していくことが大切である。

VII 終わりに

小学校中学校、特別支援学校は、特別支援学校の学習指導要領と、小学校中学校学習指導要領の両方に則り、教育課程を編成し、実際の指導を行って行くことが大切である。通常の学級の担任にも、今では、特別支援教育は切り離せない教育であり、当たり前の方の考え方になりつつある。改訂により、さらに特別支援教育が特別なものではなく、インクルーシブ教育システムがますます充実、発展すると考える。

知的障害のある児童・生徒が、自立と社会参加に向け、主体的に学習に取り組んでいくことができるよう、教育課程全体を見直しながらか進めることが今後ますます期待される。

【引用文献】

(1) 磯田文雄 (2006) 「新しい教育行政」 ぎょうせい p23

【参考文献】

- ・文部科学省、学習指導要領特別支援教育 解説編 (平成 30 年)
- ・文部科学省 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)
- ・文部科学省 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)
- ・文部科学省 特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 (平成 29 年 4 月告示)
- ・文部科学省 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)
- ・文部科学省 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部)